

山岳科学学位プログラム及び山岳科学教育プログラムの連携に関する協定書

本協定書は、4通作成し、4大学院で各1通を所持するものとする。

平成29年 7 月 8 日

筑波大学大学院生命環境科学研究科、信州大学大学院総合理工学研究科、静岡大学大学院総合科学技術研究科及び山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命環境学専攻（以下「4大学院」という。）が連携して開設する山岳科学学位プログラム及び山岳科学教育プログラム（以下「山岳プログラム」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

茨城県つくば市天王台1-1-1
筑波大学大学院生命環境科学研究科長
沼田 治



（目的）
第1条 この協定は、山岳地域を取り巻く環境問題の解決や山岳生態系の持続的管理などに対応できる人材育成を目指し、4大学院の連携協力により開設する山岳プログラムを円滑に実施することを目的とする。

（連携協力事項）
第2条 4大学院は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

長野県松本市旭3-1-1
信州大学大学院総合理工学研究科長
市野 隆 雄



- (1) 連携して開設する授業に関する事項
 - (2) 教員の交流に関する事項
 - (3) 単位互換に関する事項
 - (4) 学生の交流に関する事項
 - (5) 学術集会に関する事項
 - (6) その他山岳プログラムに関して必要な事項
- 2 前項各号の実施方法及び内容等については、4大学院で組織する山岳プログラム大学間連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）での合意と各大学での承認を得た上で、行うものとする。

静岡県静岡市駿河区大谷836
静岡大学大学院総合科学技術研究科長
塩尻 信義



（連絡協議会）
第3条 前条第2項に定める連絡協議会の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

（他大学の学生受入れ）
第4条 4大学院が相互に学生を受け入れる場合の身分は、特別聴講学生又は特別研究学生（以下「特別聴講学生等」という。）とする。
2 特別聴講学生等に係る取扱い等については、連絡協議会で定める。

山梨県甲府市武田4-4-37
山梨大学大学院医工農学総合教育部
修士課程生命環境学専攻長
黒澤 尋



（授業料等）
第5条 特別聴講学生等の受入れに係る検定料、授業料及び入学金は相互不徴収とする。ただし、必要に応じて、実験・実習等に要する費用の実費を徴収することができる。

（有効期間）
第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに、4大学院のいずれからも協定の改廃の申出がない場合は、有効期間を更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）
第7条 本協定に定めるもののほか、山岳プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。